

季刊

ほうてらす

Vol.
30
2014.10

特集 02-05

恋愛と法律

法テラスインタビュー 06-07

小島 藤子さん

のぞいてみよう 法テラス 08-09

スタ弁がゆく 10
ほ法、なるほど。 11



困ったら法テラス。まずはお電話を。

(平日午前9時～午後9時 / 土曜日午前9時～午後5時)

法テラス
サポート
ダイヤル

0570-078374
IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者
支援ダイヤル

なくことないよ

震災法テラス
ダイヤル

おなやみレスキュー

0570-079714 **0120-078309**
IP電話からは03-6745-5601

www.houterasu.or.jp

発行:日本司法支援センター(法テラス)本部 / 発行責任者:事務局長 相原佳子
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)

スタ弁がゆく



法テラス岐阜法律事務所

村井宏彰 弁護士

ス タッフ弁護士(スタ弁)は、法テラスの法律事務所働く弁護士です。岐阜法律事務所の村井宏彰弁護士は、中目ドラゴンズに入団するという夢を小学生のときに右肘を壊したことで諦め、弁護士になりました。仕事の守備範囲の広い村井弁護士が、「弱い人たちをたすけたい」という想いを込める全力投球を追いかけてみましょう。

岐阜駅から北に車で走ること1時間。国道を右折して、アクセルを踏み込んで登った山の中に、依頼者のおばあちゃんが暮らす老人ホームがあります。事件を担当することになったきっかけは、ケアマネージャーさんからの電話でした。

おばあちゃんは、老人ホームに入る前は岐阜市内でご主人と暮らしていました。今ではご主人も別の施設に入っています。あるとき、ケアマネージャーさんがクレジットカードの請求書を見つけてきました。債務の状況を調べてみると、生活費や病院の治療費、娘へのさやかなプレゼントなどが長い年月を経て積み重なり、合計数十万の借金がありました。わずかな年金収入ではとても返すことができない額です。なんとか返済していき

たいという希望を持っていたご本人にはシヨクなことですが、自己破産の説明をしました。お金を借りた理由を聞くと、ひとつひとつに事情があり、生きてきた思い出が詰まっています。法的な問題を解決するだけではなく、その人が大切にしていたものを守りたい。そのため、弁護士よりも近いところで寄り添っているケアマネージャーさん、施設の職員さんなど、福祉の方たちと力を合わせる必要があります。相談を終えて車に乗ると、雨が降り始めました。雨の日も風の日も、全力投球で目の前の事件に向き合っていくことは変わりません。困っているたくさんの人をたすけるために、今日も明日もスタ弁がゆく。

村井宏彰・2008年、弁護士登録。尊敬する人は、イチローと千代の富士。最近、少しずつ福祉の人たちとの連携の輪が広がってきたのを実感できることが一番うれしい。目標は、趣味のフルマラソンで4時間を切ること。



ほ法、なるほど。

愛が壊れるとき、法は…

法テラス理事
元日本経済新聞論説委員
安岡 崇志



「幸福な家庭はどれも似たものだが、不幸な家庭はどれもそれぞれに不幸なものである」(訳・中村融) トルストイの『アンナ・カレーニナ』の最初の一節はもはや格言になっています。澤地久枝が実際の離婚訴訟事件をもとに書いた『愛が裁かれるとき』の後書には「結婚の顔は大同小異、よく似ているのに反して、離婚の素顔は二つ二つ異なる」とあります。

恋愛もまた、幸せな恋は大概が同じに見えるのに、愛の破局の形や、道ならぬ邪恋の様相は色々です。「踏んだり蹴ったり判決」と呼ばれる昭和27年の最高裁判決があります。愛人をつくり妻を捨てた男性による離婚請求の訴えを、退けた裁判です。判決文にいわく「もしかかる請求が是認されるならば、被告(妻)は全く俗にいう踏んだり蹴ったりである。法はかくの如き不徳義勝手気儘(きまま)

を許すものではない」。夫婦関係を破たんさせた責任のある側を有責配偶者といいます。踏んだり蹴ったり判決は、有責配偶者から裁判による離婚は請求できないとの法解釈を確定する判例になりました。

35年をへて、最高裁はこの判例を変更します。離婚訴訟を起こせる場合を規定した民法の条項について「有責配偶者からの請求であるとの一事をもって(裁判による離婚が)許されないとすることはできない」と柔軟な解釈に改めたのです。法律は社会で起きる争いを解決する基準として定められます。「アンナ・カレーニナ」や「愛が裁かれるとき」に描かれるように、愛の壊れ方が千差万別であるなら、壊れたことで生じる争いも様々でしょう。法が、そうした争いを解決する基準となるには、法の解釈、適用は柔軟でないといけません。最高裁の判例変更は、社会の現実を見据えた判断だったのです。

NEWS

消費者フォーラムin阿南

2014年8月3日(日)、徳島県阿南市で消費者庁と法テラスの合同イベントを開催しました。当日は、消費者トラブルに関する講演のほか、落語やダンスなども行われ、約120名の市民の方が参加しました。



平成25年度、約4,800万円のご寄附をいただきました。

いただいたご寄附は、法テラスが行う公益性の高い各種の業務に使用させていただきます。また、法テラスは特定公益増進法人に指定されていますので、ご寄附いただくと、税制上(所得税など)の優遇措置を受けることができます。

随時ご寄附をお受けしています。お問い合わせは法テラス本部またはお近くの法テラスへ

編集後記

今号の特集は「恋愛と法律」です。編集会議では、担当者から理事まで、年齢を問わず「愛とは何か?」と恋バナに花を咲かせました。恋愛のようにデリケートな問題は、傷ついたり、本当に困ったときこそ、家族や友人には相談しづらいこともあります。そんなとき、「法テラスに電話したら、もしかしら助けてもらえるかもしれない」と、前を向く勇気や希望を持っていただける存在でありたいと思います。(Y.F)

INFORMATION

広報誌のほかにツイッターやメールマガジンなどでたくさんの情報をお伝えしています。ホームページの「法テラスピリッツ」では、弁護士など関係者の活動、被災地の現状、地方事務所の様子などを定期的に発信しています。ぜひご覧ください。@houteras_u_4_10
【ご連絡・ご意見・ご感想はこちらにお寄せください】
法テラス本部 総務部 広報室
〒164-8721
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階
TEL:050-3383-5348
E-mail:kouhou24@houteras_u.or.jp